

技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver1.4 改訂 新旧対照表

(下線部は改訂部分)

【改訂後】 Ver1.5 (2025 年 4 月 1 日改訂)	【改訂前】 Ver1.4 (2024 年 4 月 1 日改訂)
技術士 CPD マニュアル Ver1.5	技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver1.4
はじめに 「 <u>技術士 CPD マニュアル</u> 」は、文部科学大臣から日本技術士会会長に発出された「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について (通知)」(令和 3 年 4 月 26 日 3 文科科第 65 号)に基づき、技術士の CPD の実績の管理及び活用に関する事務を適切に行うために、技術士 CPD 活動実績の登録及び内容の審査、技術士 CPD 活動実績の管理及び活用の仕組み、及び技術士法施行規則の一部を改正する省令 (令和 3 年 9 月 8 日 文部科学省令第 43 号) に関わる事項及び技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援等について取りまとめたものである。	はじめに 「技術士 CPD 管理運営マニュアル」は、文部科学大臣から日本技術士会会長に発出された「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について (通知)」(令和 3 年 4 月 26 日 3 文科科第 65 号)に基づき、技術士の CPD の実績の管理及び活用に関する事務を適切に行うために、技術士 CPD 活動実績の登録及び内容の審査、技術士 CPD 活動実績の管理及び活用の仕組み、及び技術士法施行規則の一部を改正する省令 (令和 3 年 9 月 8 日 文部科学省令第 43 号) に関わる事項及び技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援等について取りまとめたものである。
※「 <u>技術士 CPD マニュアル</u> 」では、「継続研さん (Continuing Professional Development)」を「CPD」、「文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会」を「分科会」、「公益社団法人日本技術士会」を「日本技術士会」、及び「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について (通知)」を「大臣通知」という。	※「技術士 CPD 管理運営マニュアル」では、「継続研さん (Continuing Professional Development)」を「CPD」、「文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会」を「分科会」、「公益社団法人日本技術士会」を「日本技術士会」、及び「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について (通知)」を「大臣通知」という。
(表-1) 日本技術士会 CPD 時間算定基準	(表-1) 日本技術士会 CPD 時間算定基準
(表-2) 日本技術士会 CPD 時間算定基準 (注意事項)	(表-2) 日本技術士会 CPD 時間算定基準 (注意事項)
I. 技術士 CPD 活動実績の登録及び内容の審査 1. 技術士 CPD 登録システム (Pe-CPD システム) (3) WEB 登録の入力方法 Pe-CPD システムの CPD 登録の入力画面 (図-1) に沿って、技術士自身力を行う。日本技術士会のホームページの技術士 CPD 画面に、「記入の手順」、「記載例」が具体的に示されている。 日本技術士会が主催・共催する CPD 行事については、参加登録をホームページ上の <u>新しい CPD 行事申込システム</u> で行った場合は、行事情報 (日付、時間、CPD 名、主催者、場所、内容) を Pe-CPD システムから自動的に転記入力することができる。 <u>(図-1) Pe-CPD システムの CPD 登録の入力画面 (例)</u> <u>【参考】 日々の CPD 実績登録の説明 (動画)</u>	I. 技術士 CPD 活動実績の登録及び内容の審査 1. 技術士 CPD 登録システム (Pe-CPD システム) (3) WEB 登録の入力方法 Pe-CPD システムの CPD 登録の入力画面に沿って、技術士自身で入力を行う。日本技術士会のホームページの技術士 CPD 画面に、「記入の手順」、「記載例」が具体的に示されている。 日本技術士会が主催・共催する CPD 行事については、参加登録をホームページ上の CPD 行事申し込みで行った場合は、行事情報 (日付、時間、CPD 名、主催者、場所、内容) を Pe-CPD システムから自動的に転記入力することができる。

3. CPD 活動実績の登録状況の通知 日本技術士会は、Pe-CPD システムに登録された CPD 活動実績について、登録者に年度末の 3 月にメールで状況と通知するとともに、新年度の 4 月には後述する技術士 CPD 活動実績簿への記載申請、技術士登録簿登録事項変更届出書の提出、技術士（CPD 認定）の申請等について案内する。	3. CPD 登録状況の通知 日本技術士会は、Pe-CPD システムに登録された CPD 活動実績について、登録者に定期的（毎年度 3 月）にメールで状況と通知し、後述する技術士 CPD 活動実績簿への記載申請、技術士登録簿登録事項変更届出書の提出、技術士（CPD 認定）の申請等について案内する。
II. 技術士 CPD 活動実績の管理及び活用の仕組み 6. 技術士（CPD 認定）の申請 技術士の社会的な信用度を高め活用を促進するため、技術士登録簿に長期間連続して一定以上の CPD 実績が認められる技術士に「技術士（CPD 認定）」の認定証を発行し、技術士（CPD 認定）名簿をホームページに掲載する。（表-10）	II. 技術士 CPD 活動実績の管理及び活用の仕組み 6. 技術士（CPD 認定）の認定 技術士の社会的な信用度を高め活用を促進するため、技術士登録簿に長期間連続して一定以上の CPD 実績が認められる技術士に「技術士（CPD 認定）」の認定証を発行し、技術士（CPD 認定）名簿をホームページに掲載する。（表-10）
技術士（CPD 認定）を申請するための認定要件は次のとおりである。 6.1 初回登録 <u>技術士（CPD 認定）の初回の登録（以下「初回登録」という。）にあたっては、次の認定要件とする。</u> ① 申請前の過去 2 年度間の各年度 50 CPD 時間以上の実績（うち 2 CPD 時間以上の技術者倫理の実績） <u>初回登録が認められた場合、技術士（CPD 認定）認定証を交付する。</u>「技術士（CPD 認定）」の登録有効期間は認定日から 5 年間とする。その有効期間中、ホームページにおいて名簿の公表を希望する場合は、名簿をホームページに掲載するとともに、「技術士（CPD 認定）」の名刺等への表記及び日本技術士会が定めるロゴマークの使用を認める。	技術士（CPD 認定）を申請するための認定要件は次のとおりである。 ① 申請前の過去 5 年度間で 250 CPD 時間の実績（うち 5 CPD 時間以上の技術者倫理の実績） かつ ② 前述の 5 年度間においては各年度最低 20 CPD 時間の実績（但し、2024 年度末までにその前年度以前の実績で申請する場合は、移行措置として直近の過去 2 年度間連続して推奨 CPD 時間を達成している実績により同様の措置を講じる。「技術士（CPD 認定）」の登録有効期間は認定日から 5 年間とする。その有効期間中、ホームページにおいて名簿の公表を希望する場合は、名簿をホームページに掲載するとともに、「技術士（CPD 認定）」の名刺等への標記及び日本技術士会が定めるロゴマークの使用を認める。
6.2 更新登録 <u>技術士（CPD 認定）は 5 年間の登録有効期間が設定されており、その更新の登録（以下「更新登録」という。）にあたっては、次の認定要件とする。</u> ① 申請前の過去 5 年度間で 250 CPD 時間の実績（うち 5 CPD 時間以上の技術者倫理の実績） かつ ② 前述の 5 年度間においては各年度最低 20 CPD 時間の実績 更新要件が認められた場合、更新回数を付した新たな技術士（CPD 認定）認定証を交付する。	更新を申請するための要件は次のとおりである。 ① 申請前の過去 5 年度間で 250 CPD 時間の実績（うち 5 CPD 時間以上の技術者倫理の実績） かつ ② 前述の 5 年度間においては各年度最低 20 CPD 時間の実績 更新要件が認められた場合は、更新回数を付した新たな技術士（CPD 認定）認定証を交付する。

<u>6.3 遡り登録</u> <u>登録有効期間の満了日の翌日から1年以内に登録を行う場合、有効期間満了日の翌日まで遡って登録（以下「遡り登録」という。）を継続することができるものとし、その登録にあたっては、次の認定要件とする。但し、新たな有効認定期間は申請年度を含む5年度間とする。</u> ① <u>有効期限最終年度以前の過去5年度間で250CPD時間以上の実績（うち5CPD時間以上の技術者倫理の実績）</u> ② <u>前述の5年度間においては各年度最低20CPD時間の実績</u> <u>遡り登録が認められた場合、更新回数を付した新たな技術士（CPD認定）認定証を交付する。</u>	—
<u>6.4 再登録</u> <u>「更新登録」又は「遡り登録」を行わず登録有効期間の満了日の翌日から1年を超えた場合、技術士（CPD認定）の再度の登録（以下「再登録」という。）にあたっては、「初回登録」の認定要件ではなく、「更新登録」としての認定要件となる。また、有効期間満了日の翌日から再登録日の前日までの間、技術士（CPD認定）は失効状態とする。再登録が認められた場合、新たな技術士（CPD認定）認定証を交付する。</u> <u>技術士（CPD認定）の申請はホームページで受け付ける。（表－11）（手数料は別途定める。）</u>	— 認定はホームページで受け付ける。（表－11）（手数料は別途定める。）
VI. CPD登録・証明書等の手数料及び送付先 1. 手数料 日本技術士会へのPe-CPDシステムへの登録、技術士CPD実績簿への記載申請（技術士登録簿の登録事項変更届出を含む）、技術士（CPD認定）の認定の申請（<u>初回登録、更新登録、遡り登録及び再登録の申請を含む</u>）、及びCPD活動実績証明書の申請に係る手数料は（表－15）のとおりとする。	VI. CPD登録・証明書等の手数料及び送付先 1. 手数料 日本技術士会へのPe-CPDシステムへの登録、技術士CPD実績簿への記載申請（技術士登録簿の登録事項変更届出を含む）、技術士（CPD認定）の認定の申請、及びCPD活動実績証明書の申請に係る手数料は（表－15）のとおりとする。
2. 手数料の払込み証明書類の提出 手数料の振込先 銀行振込口座 <u>ゆうちょ銀行 〇一九 店（当座）</u> <u>口座番号：0581901</u> <u>口座名義：CPD日本技術士会</u>	2. 手数料の払込み証明書類の提出 手数料の振込先 銀行振込口座 みずほ銀行 神谷町支店（普通） 口座番号：1371616 口座名義：(社)日本技術士会

附記 1. 技術士 CPD 管理運営マニュアルは、大臣通知に基づき 2021 年 5 月 27 日に分科会に報告したものをもって Ver.1.0 とする。また、日本技術士会は、社会経済状況等に応じ、技術士 CPD 管理運営マニュアルを改訂する必要があるときは、適宜改訂するとともに、必要に応じて分科会に報告するものとする。 ・ ・ 中略 ・ ・ 6. <u>2025 年 4 月 1 日付で技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.4 を改訂し技術士 CPD マニュアル Ver.1.5 とする。</u>	附記 1. 技術士 CPD 管理運営マニュアルは、大臣通知に基づき 2021 年 5 月 27 日に分科会に報告したものをもって Ver.1.0 とする。また、日本技術士会は、社会経済状況等に応じ、技術士 CPD 管理運営マニュアルを改訂する必要があるときは、適宜改訂するとともに、必要に応じて分科会に報告するものとする。 ・ ・ 中略 ・ ・
---	---

(表－１) 日本技術士会CPD時間算定基準

(下線部は改訂部分)

【改訂後】 Ver1.5（2025年4月1日改訂）						【改訂前】 Ver1.4（2024年4月1日改訂）						
H(hr.),M(min.)						H(hr.),M(min.)						
形態区分	形態項目	内容	登録コード	CPD時間 換算係数	CPD時間 年度上限	形態区分	形態項目	内容	登録コード	CPD時間 換算係数	CPD時間 年度上限	
Ⅰ. 参加型	1. 講演・研修	学協会、大学、民間団体等が開催する講演会、講習会、研修会、シンポジウム、eラーニング、見学会等への参加	100	1/H	—	Ⅰ. 参加型	1. 講演・研修	講演会、講習会、研修会、シンポジウム、eラーニング、見学会等への参加	100	1/H	—	
	2. 組織内研修	企業等の組織が研修プログラムに基づき実施する講演・研修への参加	200	1/H	30		2. 組織内研修	企業等の組織が研修プログラムに基づき実施するもの	200	1/H	—	
	3. 学協会活動	(1) 学協会の委員会・専門部会等への参加	310	1/H	30		3. 学協会活動	(1) 学協会の委員会・専門部会等への参加	310	1/H	30	
		(2) 学協会誌の定期購読	320	1/H	10			(2) 学協会の会誌購読	320	1/H	10	
Ⅱ. 発信型	4. 論文・報告文	(1) 技術発表	(口頭発表)学協会等主催	411	5/H	—	4. 論文・報告文	(1) 技術発表会（口頭発表）	学協会等の公的機関主催	411	5/H	—
			(口頭発表)企業等主催	412	2/H	—			企業等主催	412	2/H	—
			(ポスター発表)学協会等主催	413	4/件	—			—	—	—	—
			(ポスター発表)企業等主催	414	2/件	—			—	—	—	—
		(2) 学術論文の口頭発表（学協会主催）	420	5/件	—	(2) 学術論文の口頭発表（学協会主催）		420	0.4/M	—		
		(3) 学術誌・論文集への論文・報告文の掲載	学術誌への査読付き論文	431	40/件	—		(3) 学術誌・論文集への論文・報告文の掲載	学術誌への査読付き技術論文	431	40/件	—
			査読のない論文及び企業内論文集等	432	10/件	—			査読のない論文及び企業内論文集等	432	10/件	—
		(4) 学協会等が発行する学術誌への論文・報告文の査読	440	5/件	—	(4) 学協会等が発行する学術誌への論文・報告文の査読		440	5/件	—		
	5. 講師・技術指導	(1) 大学、学協会、研究機関、民間団体、企業等が開催する研修会、講習会、技術説明会、シンポジウム、パネルディスカッションの講師等	510	3/H	30	5. 講師・技術指導	(1) 大学、学協会、研究機関、民間団体、企業等が開催する研修会、講習会、技術説明会、シンポジウム、パネルディスカッションの講師及び大学の非常勤講師等	510	3/H	—		
		(2) 小・中学校等での理科教育の講師	520	1/H	30		(2) 小・中学校等での理科教育の講師	520	1/H	—		
		(3) 修習技術者等に対する技術指導及び大学等の非常勤講師	530	1/H	30		(3) 修習技術者等に対する具体的な技術指導	530	1/H	—		
	6. 図書執筆	出版物としての技術図書の執筆（翻訳を含む）	600	1/H	30	6. 図書執筆	出版物としての技術図書の執筆（翻訳を含む）	600	1/H	30		
	7. 技術協力	国・地方公共団体、大学・研究機関・国際協力機構等への有識者としての参加、災害調査への参加、JABEE・APECエンジニアの審査委員、公的機関の審査委員等	700	1/H	30	7. 技術協力	大学・研究機関・国際協力機構等への有識者としての参加、JABEE・APECエンジニアの審査委員、公的機関の審査委員等	700	1/H	30		
Ⅲ. 実務型	8. 資格取得	国家資格の技術資格の取得	800	20/件	—	Ⅲ. 実務型	8. 資格取得	国家資格の技術資格の取得	800	20/件	—	
	9. 業務成果	(1) 表彰	国・地方公共団体・学協会等からのもの（所属先からは912）	911	20/件		—	(1) 表彰	国・地方公共団体、学協会等の公的機関からのもの	911	20/件	—
			企業等の表彰規定に基づくもの	912	10/件		—		企業等の表彰規定に基づくもの	912	10/件	—
	(2) 特許出願	920	40/件	—	(2) 特許出願		920	40/件	—			
Ⅳ. 自己学習型	10. 多様な自己学習	技術士のCPDに値すると判断される①自己研究、②専門誌・学術誌の購読、③Pe-CPDの講演録画の視聴、④受講確認のできないオンデマンド講座、⑤放送大学等のTV視聴、⑥大学、大学院、職業訓練の受講、⑦技術を通じたNPOやボランティア活動、⑧環境教育活動、⑨展示会への参加、⑩博物館等の見学、⑪語学学習、⑫異業種交流会、⑬プライベートな学習会、⑭公的な審議会の傍聴、⑮資格取得のための学習、⑯講演会の資料作成、⑰その他	010	0.5/H	30	Ⅳ. 自己学習型	10. 多様な自己学習	技術士のCPDに値すると判断される①自己研究、②受講確認のできないオンデマンド講座、③放送大学等のTV視聴、④大学、大学院、職業訓練の受講、⑤技術を通じたNPOやボランティア活動、⑥環境教育活動、⑦展示会への参加、⑧博物館等の見学、⑨語学学習、⑩異業種交流会、⑪プライベートな学習会、⑫公的な審議会の傍聴、⑬資格取得のための学習、⑭講演会の資料作成、⑮その他	010	0.5/H	30	

(表－２) 日本技術士会CPD時間算定基準(注意事項)

(下線部は改訂部分)

【改訂後】Ver1.5 (2025年4月1日改訂)		【改訂前】Ver1.4 (2024年4月1日改訂)	
形態項目	Pe-CPDへの登録及び記入に当たっての注意事項	形態項目	Pe-CPDへの登録及び記入に当たっての注意事項
共通	1) 上限時間のある形態項目に注意して計上する。 2) <u>CPD活動実績は分かりやすく簡潔に記入するとともに、活動実績が確認できる受講証、議事録、プログラム、表彰状等を保管し、技術士本人の責任において説明できるようにしておく。</u>	共通	1) 上限時間のある形態項目に注意して計上する。 2) 活動実績が確認できる受講証、議事録、プログラム、表彰状等を保管しておく。
1. 講演・研修 2. 組織内研修	1) CPDの内容欄は、プログラムの内容が分かるように簡潔に記入する。 2) 同一の講演・研修の実時間を、2つの資質項目に分けて計上できる。 例：実時間3時間の講演会を、B2. 問題解決（2時間）、B7. 技術者倫理（1時間）に分けて計上する。 3) 講演の合間の食事以外の短時間の休憩時間は、講演時間に含めてよい。 4) ウェブでの同時視聴は認める。 5) 講演・研修（100）は受講確認ができるエビデンスがあるものに限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。 特に公共調達での使用を目的に技術士CPD活動実績証明書等を発行する場合は受講証が必要。 6) eラーニングは受講修了証等により受講が確認できるものに限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。 7) 組織内研修（200）は企業等の組織内に位置づけられた <u>講演・研修・eラーニング等</u> に限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。 8) 2日以上連続または継続して受講した場合は、1日ごとに分けて計上する。	1. 講演・研修 2. 組織内研修	1) CPDの内容欄は、プログラムの内容が分かるように簡潔に記入する。 2) 同一の講演・研修の実時間を、2つの資質項目に分けて計上できる。 例：実時間3時間の講演会を、B2. 問題解決（2時間）、B7. 技術者倫理（1時間）に分けて計上する。 3) 講演の合間の食事以外の短時間の休憩時間は、講演時間に含めてよい。 4) ウェブでの同時視聴は認める。 5) 講演・研修（100）は受講確認ができるエビデンスがあるものに限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。 特に公共調達での使用を目的に技術士CPD活動実績証明書等を発行する場合は受講証が必要。 6) eラーニングは受講修了証等により受講が確認できるものに限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。但し、日本技術士会のPe-CPDに収録されている講演録画の視聴は講演内容、所見の記入を条件にeラーニングとして認める。 7) 組織内研修（200）は企業等の組織内に位置づけられた研修会・発表会に限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。 8) 2日以上連続して受講した場合は、1日ごとに分けて計上する。
3. 学協会活動	1) 学協会活動（310）は、活動日ごとに個別に計上する（この場合は30時間／年度まで計上可能）ことを原則とするが、通常の活動として、委員会、小委員会、WG、部会等別に <u>年度末（3月）にまとめて計上する場合は上限を10CPD時間として計上できる。</u> 2) 委員会、専門部会等の設置機関名、名称、 <u>活動概要</u> を記入する。 3) 総会、大会式典等への参加は学協会活動（310）で計上する。記念講演会等は講演・研修（100）で計上できる。 4) 学協会誌の <u>定期購読</u> （320）は、 <u>1学協会に限り年度末にまとめて計上できる。</u>	3. 学協会活動	1) 学協会活動（310）は、活動日ごとに個別に計上することを原則とするが、通常の活動として委員会、小委員会、WG、部会等別に上限を10CPD時間として年度末にまとめて計上できる。 2) 委員会、専門部会等の設置機関名、名称を記入する。 3) 総会、大会式典等への参加は学協会活動（310）で計上する。記念講演会等は講演・研修（100）で計上できる。 4) 学協会の会誌購読（320）は、年度末にまとめて計上できる。
4. 論文・報告文	1) 学術論文の口頭発表（420）には論文集・論文名を記入する。 2) 査読付き論文は、オリジナリティー、オーナーシップを有し、未発表のものとする。 3) 論文・報告文の <u>掲載、査読</u> は題名、ページ数、内容を記入する。 4) 連名・共著の場合は1件当たりのCPD時間を関係者で貢献度に応じ配分し計上する。	4. 論文・報告文	1) 学術論文の口頭発表（420）には論文集・論文名を記入する。 2) 技術論文は、オリジナリティー、オーナーシップを有し、未発表のものとする。 3) 論文・報告文は題名、ページ数、内容を記入する。 4) 連名・共著の場合は1件当たりのCPD時間を関係者で貢献度に応じ配分し計上する。
5. 講師・技術指導	1) 講演等のための資料作成等は、多様な自己学習（010）で計上する。 2) 技術士等の国家資格の受験指導は、修習技術者に対する技術指導（530）として計上できる。	5. 講師・技術指導	1) 講演等のための資料作成等は、多様な自己学習（010）で計上する。 2) 技術士等の国家資格の受験指導は、営利の場合を除き修習技術者に対する技術指導（530）として計上できる。
6. 図書執筆	出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数、執筆内容を記入する。	6. 図書執筆	出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数、執筆内容を記入する。
7. 技術協力	<u>所属組織への業務委託として参加・協力する場合は計上できない。</u>	7. 技術協力	業務としてのJICA技術協力は計上できない。
8. 資格取得	資格取得のための学習は、多様な自己学習（010）で計上できる。	8. 資格取得	資格取得のための学習は、多様な自己学習（010）で計上できる。

9. 業務成果	1) 表彰は感謝状を含む。同一業務において複数の表彰は計上できない。 2) <u>表彰は受賞日で計上する。</u> 3) <u>特許は出願時に計上できる。</u> 4) <u>複数名による特許出願は1件当たりのCPD時間を関係者で貢献度に応じて配分し計上する。</u>	9. 業務成果	1) 表彰は感謝状を含む。同一業務において複数の表彰は計上できない。 2) 特許は出願時に計上できる。
10. 多様な自己学習	1) テーマ、内容等について簡潔に記入する。 2) <u>原則として1日ごとに計上する。ただし、プログラム（語学講座等）に基づく継続学習は1回当たりの時間と回数を記入することで一括計上できる。</u> 3) <u>②専門誌・学術誌の購読は、学協会誌の定期購読（320）で計上した学協会誌を除く。</u>	10. 多様な自己学習	1) テーマ、内容等について簡潔に記入する。